

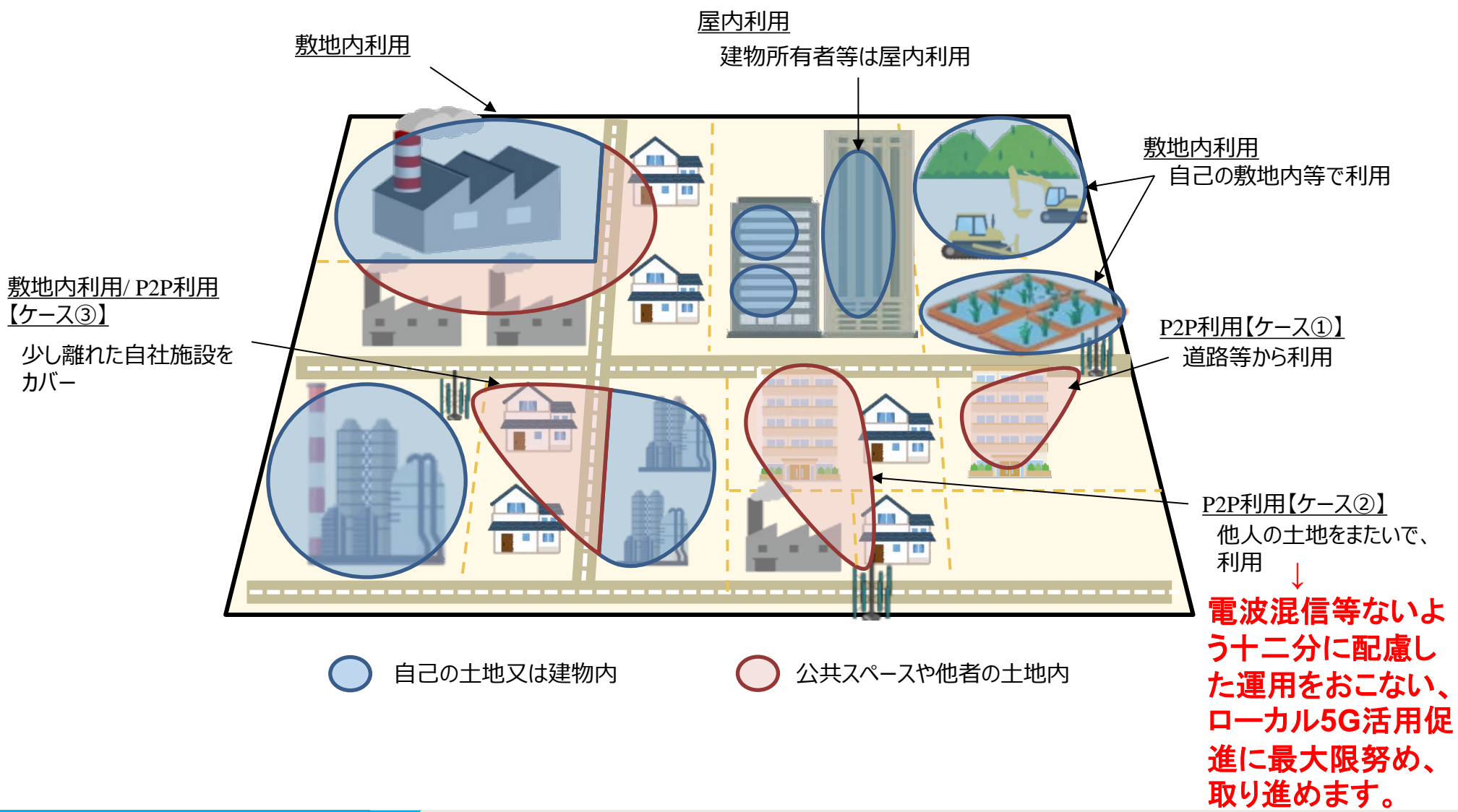
ローカル5G検討作業班 第4回会合 提出資料

2019年2月1日
地域ワイヤレスジャパン

1. 公共スペース等におけるローカル5GのP2Pの固定的利用について

- (1) ローカル5GのPoint to Pointの固定的利用（以下「P2P固定5G」）は、利用者の敷地に隣接する道路上空（公共スペース）を一部通過するものの、短距離伝送であり、かつ、電波の角度を絞った送受信となることから、他の無線システムへの影響は非常に限定的であり、早期に整理し、割当を行って頂くことが適当であると考えます。
（次ページ：ケース①）
- (2) P2P固定5Gは、ローカル5Gのユースケースの中で、有力な活用方法の一つと想定され、ローカル5G普及に欠かせないと考えられることから、P2P固定5Gの活用が促進されるように以下の手当されることが必要と考えます。
 - ✓ P2P固定5Gが、他人の土地をまたいで利用される場合（次ページ：ケース②、ケース③）においては、特に電波混信等ないように十二分に配慮し、運用する必要があると考えます。仮に混信等問題が生じる場合は、無線局の電波角度や設置場所の変更等、状況に応じた運用により対処することが適当と考えます。
 - ✓ P2P固定5Gの無線局出力等を特別に制限することは、スループットを一律に低下することとなり、ニーズが高いと想定される超高速ブロードバンドサービスの品質低下につながるおそれがあることから、適当ではないと考えます。

(参考) ローカル5Gの周波数の割当てに当たって想定される検討課題の例



2. ローカル5Gの周波数免許の割当要件について

- 全国系携帯電話事業者は、本年3月に、28GHz帯の全国周波数帯域を400MHz幅取得予定見込であり、ローカル5G帯域100MHz幅を使ったサービスと同等以上のサービス提供が可能であり、全国周波数帯域の活用促進の観点から、ローカル5Gの周波数免許は全国系携帯電話事業者を除く者に割り当てることが適当と考えます。
- しかしながら、仮に全国系携帯事業者にローカル5Gの周波数帯域が割当てられる場合においては、ローカル5G本来の趣旨・目的に鑑みて、次のような手当が必要であると考えます。
 - ✓ 全国系携帯事業者のローカル5Gは屋内および敷地内での自営用に限定
 - ✓ 全国系携帯事業者のローカル5G帯域100MHz幅と自社の全国5G周波数400MHz幅をCA等により一体的に運用することは禁止
 - ✓ 全国系携帯事業者のローカル5G利用者が、自社の全国キャリア網（4G/5G問わず）へローミングすることを認める場合は、他社のローカル5G利用者が同様に全国キャリア網（4G/5G問わず）へローミングできるよう手当することが必要。なお、その際のローミングにかかる料金等提供条件は、適正性・公平性・透明性を確保することが必要